

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成30年10月4日 午前8時57分～午前9時17分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	福元 光 一
副委員長	持原 秀 行	委員	徳永 武 次
委員	杉 蘭 道 朗	委員	成川 幸太郎
委員	永山 伸 一	委員	帯田 裕 達
委員	宮里 兼 実		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原 春 二

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 大田黒 博

---

### ○その他の議員

議員 坂口 健 太

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代 健 一	市民福祉部長	上大迫 修
総務課長	平原 一 洋		
文書法制室長	川畑 央	議会事務局長	田上 正 洋
		議事調査課長	砂岳 隆 一
企画経済部長	末永 隆 光		

---

### ○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一
議事調査課長	砂岳 隆 一	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
課長代理	瀬戸口 健 一	議事グループ員	藤井 朋 子
主幹兼議事グループ長	久米 道 秋		

---

### ○審査事件等

- 1 薩摩川内市議会委員会条例の一部改正について
  - 2 今期定例会に付議される議案等の審議方法について
    - (1) 提出議案等の概要説明
    - (2) 議案等の審議方法について
  - 3 大規模災害時における議会・議員の対応指針について
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（新原春二）9月議会の最終日になりましたので、よろしくをお願いします。議題は結構多いですので、短時間に終えて、本会議に備えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

きょうは特にタブレットの関係についての最終的な部分が出ますので、よろしくをお願いします。

27日以降の議長室の動きですが、書いたとおりです。ただ接客のところで、ボート協会の方々、初田会長以下3名いらっしゃいました。中身は、来年、再来年に行われる全国市町村交流レガッタ大会に向けての御協力方ということで、ぜひ来年、再来年は2チーム、若手とシニアと二つ出させていただきたいということでした。来年は大分で開催されますので、ぜひ若手も出てもらえないかという話でありまして、これはまた協議をしたいと思います。

△薩摩川内市議会委員会条例の一部改正について

○委員長（今塩屋裕一）それでは、薩摩川内市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）それでは、薩摩川内市委員会条例の一部改正についてを御説明いたします。

資料の1をごらんください。

提案理由でございますが、常任委員会につきまして、委員会の数、委員の定数、所管事項等を見直すことによりまして、各委員会が合議体としての機能を発揮し、さらに専門的な視点から効率的かつ効果的な審査を行えるようにするものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容でございますが、委員会条例第2条第2項各号を次のように改めることとし、委員会の名称及び委員の定数につきましては、総務文教委員会9人、生活福祉委員会9人、産業建設委員会8人とし、所管事項につきましては、記載のとおりとするものでございます。

また、附則第1項におきまして、この条例は、公布の日以後、最初に招集される薩摩川内市議会の招集の日の翌日から施行することとしてございます。

また、第2項に新たに追加した条項でございますが、付託事件等については、旧委員会から新委員会へ付託されたものとみなす規定を追加してございます。

この条例の施行の際、現に改正前の第2条に規定する常任委員会に付託されております継続審査事件は、この条例による改正後の第2条の規定により、当該事件を所管することとなります常任委員会に付託された継続審査事件とみなすこととしてございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、委員会条例の一部改正（案）については、本日の本会議に提出することとしたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、薩摩川内市議会委員会条例の一部改正についてを終了します。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局入室]

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（今塩屋裕一）次に、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、決議が1件ございます。

発議第3号議案第99号決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）に対する附帯決議については、企画経済委員会提出分であり、決算審査により、甌島地域宿泊施設整備費補助金1億円が未精算となっていること及び株式会社薩摩川内市観光物産協会が本市からの委託事業に依存している状況にあることが明らかになったことから、本決議をしようとするもので、本日の本会議において審議してはと考えます。

次に、中間報告が1件、企画経済委員会に付託中の請願第6号について、同委員会から本日の本会議において中間報告がございます。

次に、提出予定議案は、議会運営委員会提出議案1件、市長提出議案6件の計7件であります。

議案第114号は、市議会委員会条例の一部改正であり、常任委員会について、委員会の数、委員の定数、所管事項等を見直すことにより、各委員会が合議体としての機能を発揮し、さらに専門的な視点から効率的かつ効果的な審査が行えるようにしようとするもの。

議案第115号は、公平委員会委員の選任について、議案第116号は、教育委員会委員の任命について、議案第117号から120号までは、人権擁護委員候補者の推薦についてであり、いずれも本日の本会議において審議してはと考えます。

なお、議案第117号から120号までの4件については、同一趣旨の人事案件でありますので一括議題とし、提案理由の一括説明の後、1件ずつ質疑、討論、採決を行うこととなります。

次に、資料2-2、議案に係る討論通告一覧をごらんください。

記載のとおり、議案第99号、109号及び111号から113号について、井上議員から反対討論の通告があります。

次に、資料2-3、請願の閉会中の継続審査申出をごらんください。

企画経済委員会から請願第6号について申し出があります。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま事務局長から

説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時5分休憩

~~~~~

午前9時7分開議

~~~~~

〔休憩中に当局退室〕

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△大規模災害時における議会・議員の対応指針について

○委員長（今塩屋裕一）次に、大規模災害時における議会・議員の対応指針についてを議題いたします。

本件については、9月3日の委員会において、各党派での協議をお願いしてありましたので、順次、協議結果を報告していただきたいと思います。

それでは、新創会からお願いします。

○委員（成川幸太郎）新創会から報告いたします。新創会は、一応前回提案、案として出されたもので了解ということで全員一致を見ております。

○委員（徳永武次）うちも提案どおりです。

○委員（永山伸一）新生会も提案どおりということで了解を得ました。

○委員（杉藺道朗）提案どおりで結構です。

○議員（坂口健太）私も提案どおりで結構です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま各党派及び会派に属さない議員から、協議結果等の報告がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認

めます。

それでは、本件については、9月3日の委員会で説明を受けた内容のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、大規模災害時における議会・議員の対応指針については、ただいま意見を集約し、決定されました。

ついでには、本対応指針を申し合わせ事項に規定することにしたいと思います。あわせて、本対応指針が決定したことから、現在、申し合わせ事項に規定している薩摩川内市議会災害復旧対策協議会設置要綱に定めている全議員の二つの行動内容については削除したいと思います。

なお、軽微な文言修正については、委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

以上で、大規模災害時における議会・議員の対応指針についてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時 9分休憩

~~~~~

午前9時17分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 今塩屋 裕 一